

■申請の際のご注意

未成年者（18歳未満）の申請

- ・18歳未満の方は、有効期間が5年の旅券の申請となります。
- ・**申請書裏面の法定代理人署名欄に親権者または後見人の署名が必要**です。
- ・親権者または後見人が遠隔地在住等のため申請書に署名できない場合は、署名(直筆)のある「旅券申請同意書」の提出でも可能です。その場合郵送された封筒もあわせて提出してください。(用紙は各パスポート窓口(センター)にあります)

代理提出

- 以下の点にご注意ください。
 - ・**申請に必要な書類等全てが必要です。**
 - ・**申請書の必要項目を申請者本人が記入していること。**
 - ・**申請者本人と代理人の本人確認書類が必要です。**(原本で有効なものに限ります。)
 - ・**申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」を記入していること。**
 - ・**代理提出者は、申請内容に対する質問に対して的確に答えられること。**
 - ・**申請書の内容を確認するため、申請者本人へ電話連絡する可能性があること。**
- 5人以上(宮崎パスポートセンターの場合は10人以上)を一括して代理提出する場合は、事前に予約が必要です。
- 申請書類の代理提出が**認められない**場合…その他の注意事項に該当する方

その他の注意事項(下記に該当する場合は必ず事前にお問い合わせください)

- ①申請書の「刑罰等関係欄」に該当する方
- ②有効旅券を紛失・盗難・焼失された方(新規発給を伴う場合も含む)
- ③申請した旅券を受け取らなかったことがある方
- ④二重国籍を持っている方などで、氏名を外国式の表記で旅券に記載されたい方

■旅券の受け取り

- 年齢に関係なく(乳幼児を含め)**必ず申請者本人(旅券名義人)が窓口にお越しください。**旅券の代理受取はできません。「一般旅券引換証」と「手数料」、また切替申請の場合は「**現在の旅券**」をお持ちください。
- 手数料

申請する旅券の種類	10年(18歳以上)	5年(12歳以上)	5年(12歳未満)
収入印紙	14,000円	9,000円	4,000円
宮崎県収入証紙	2,300円	2,300円	2,300円
合計	16,300円	11,300円	6,300円

(オンライン申請)

申請する旅券の種類	10年(18歳以上)	5年(12歳以上)	5年(12歳未満)
収入印紙	14,000円	9,000円	4,000円
宮崎県収入証紙	1,900円	1,900円	1,900円
合計	15,900円	10,900円	5,900円

※年齢は旅券申請日における申請者の年齢です。(年齢は「年齢計算に関する法律」により誕生日の前日に1歳加算されます。)
※土日祝日・振替休日・年末年始はお近くの収入印紙・収入証紙売りさばき所の多くが休業となるため、申請の際などに**事前に購入してください。**

受取予定日以降、早めにお受け取りください。発行日から6か月以内に受け取りされない場合、その旅券は失効します。また、**失効後5年以内に再度旅券を申請する際は、手数料が通常より高くなります。**

■旅券窓口(申請時などに事前の申し出があれば、受取場所を変更することができます。)

ただし、都道府県をまたがって受け取ることはできません。
※パスポートのお手続きには1件あたり30分程度お時間をいただく場合がございます。また、取扱時間終了間際には窓口が大変混雑しますので、時間に余裕をもってお越しいただくようお願いいたします。

窓 口	所在地・電話番号	取扱日時	休業日	受取日(新規・切替の場合)
宮崎パスポートセンター (県庁本館1階)	宮崎市橘通東 2-10-1 TEL:0985-26-7268	【月～金】申請・受取 9:00～17:00(16:30 受付締切) 【日曜日】受取のみ(申請不可) 9:00～16:30(16:30 受付締切)	土曜日、国民の祝日、振替休日、 年末年始の閉庁日 (ただし、祝日と重なった日曜日 には受取業務を行います。)	申請日から 9日目 (土・日曜日、国民の祝日、 振替休日、年末年始 の閉庁日を除く。)
都城パスポート窓口 (都城総合庁舎1階)	都城市北原町 24-21 都城県税・総務事務所内 TEL:0986-21-6781	【月～金】申請・受取 9:00～17:00(16:30 受付締切)	土・日曜日、国民の祝日、振替 休日、年末年始の閉庁日	申請日から 11日目 (土・日曜日、国民の祝日、 振替休日、年末年始 の閉庁日を除く。)
延岡パスポート窓口 (延岡総合庁舎1階)	延岡市愛宕町 2-15 延岡県税・総務事務所内 TEL:0982-34-9697			
日南パスポート窓口 (日南総合庁舎1階)	日南市戸高 1-12-1 日南県税・総務事務所内 TEL:0987-22-2715			
小林パスポート窓口 (小林総合庁舎1階)	小林市細野 367-2 小林県税・総務事務所内 TEL:0984-23-3273			
日向パスポート窓口 (日向総合庁舎1階)	日向市中町 2-14 日向県税・総務事務所内 TEL:0982-52-4528			
高鍋パスポート窓口 (高鍋総合庁舎2階)	児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1 高鍋県税・総務事務所内 TEL:0983-23-0224			

宮崎県ホームページ： <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

旅券の受け取りには必ず申請者本人がお越しください。

旅券(パスポート)申請のご案内(令和7年3月現在)

- ◆ 宮崎県内で旅券の申請ができるのは、県内に住民登録をしている方、または県内に居住していて一定の条件を満たす方(「居所申請」の対象となります)です。
- ◆ このご案内は、新規及び切替申請に関するものです。旅券を紛失・盗難・焼失された場合、残存有効期間同一旅券の申請をされる場合は、事前にパスポート窓口(センター)へお問い合わせください。

■申請に必要な書類等(書類や申請書の記入事項等に不備がある場合は受理できません。)

1. 一般旅券発給申請書	1 通	・18歳未満の方は、5年用のみ申請できます。 ・18歳以上の方は、5年用及び10年用から選択できます。 ・申請書には、原則 ご本人直筆の署名 が必要です。 ・ 未成年者 (18歳未満)は、親権者等の法定代理人署名も必要です。 ※折り曲げた申請書は使用できません。※古い様式の申請書は使用できません。				
2. 戸籍謄本(全部事項証明)	1 通	・2枚以上のものは切り離さずそのままお持ちください。 ・夫婦・親子など同じ戸籍内に記載されている方が、同時に申請される場合は、戸籍謄本1通で申請できます。 ※戸籍抄本での申請の受付はできません。				
3. 写真	1 枚	不適当な写真の例 ※次のような写真は受付できません。 提出写真規格(単位:mm) 【提出写真の規格】 ○6か月以内に撮影されたもの ○ふちなしで左図の各寸法を満たしたもの ○申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの ○無帽であるもの(宗教上又は医療上の理由により例外的に認められる場合がある) ○背景(影を含む)がないもの ○輪郭が露出しているもの ○写真専用の用紙を使用し、鮮明な画質で印刷したもの ※ご注意 規格に合わない場合は、お撮り直しをお願いすることがあります。 背景は白色を推奨します				
4. 本人確認のための書類		① 次の書類の中から 1点 提示してください。 ○運転免許証(日本国発行の国際運転免許証、仮運転免許証を含む) ○日本国旅券(失効後6か月以内のもの) ○身体障害者手帳(写真付) ○船員手帳 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○宅地建物取引士証 ○戦傷病者手帳 ○猟銃・空気銃所持許可証 ○電気工事士免状 ○無線従事者免許証 ○住民基本台帳カード(写真付) ○官公庁職員身分証明書(写真付) ○個人番号カード(マイナンバーカード) ○運転経歴証明書 ※個人番号通知カードは利用不可。 ※平成24年4月1日以降に交付されたもの。 ② ①の書類が提示できない場合は、次のうちから 2点 提示(提出)してください。 (A+BまたはA+A、ただしB+Bは不可) <table><tr><td>A</td><td>B</td></tr><tr><td>○年金手帳 ○恩給証書 ○国民・厚生・共済・船員年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印(この場合、申請書に押印) ○基礎年金番号通知書 ○各種資格確認書(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度) ※各種資格確認書に係る被保険者証等は令和6年12月2日から一年間有効期限内のものに限り有効です。</td><td>○失効した日本国旅券(失効後6か月を越えたもの) ○学生証 ○会社の身分証明書 ○公的機関が発行した資格証明書 ※いずれも写真付きのもの</td></tr></table>	A	B	○年金手帳 ○恩給証書 ○国民・厚生・共済・船員年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印(この場合、申請書に押印) ○基礎年金番号通知書 ○各種資格確認書(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度) ※各種資格確認書に係る被保険者証等は令和6年12月2日から一年間有効期限内のものに限り有効です。	○失効した日本国旅券(失効後6か月を越えたもの) ○学生証 ○会社の身分証明書 ○公的機関が発行した資格証明書 ※いずれも写真付きのもの
A	B					
○年金手帳 ○恩給証書 ○国民・厚生・共済・船員年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印(この場合、申請書に押印) ○基礎年金番号通知書 ○各種資格確認書(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度) ※各種資格確認書に係る被保険者証等は令和6年12月2日から一年間有効期限内のものに限り有効です。	○失効した日本国旅券(失効後6か月を越えたもの) ○学生証 ○会社の身分証明書 ○公的機関が発行した資格証明書 ※いずれも写真付きのもの					
5. 前回取得した旅券		・ 切替申請は、必ず有効な旅券の提示が必要です。 ・有効期限が切れた旅券もお持ちください。				
6. 住民票(原則不要)	1 通	○住民基本台帳ネットワークシステムで住所を確認できますので、原則不要です。 次の方は住民票が必要 です。 ○住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望されない方 ○他の都道府県に住民登録されている方で、「居所申請(4ページをご覧ください。)」される方 ・2枚以上のものは切り離さずそのままお持ちください。 ・夫婦・親子など同一世帯内にある2人以上の方が、同時に申請される場合は、世帯全員の住民票1通で申請できます。				

(注) 本人確認書類の一つに印鑑登録証明書を使用する場合は、登録印が必要です。

- ◆ 申請書は10年用と5年用がありますが、記入要領は同じです。
- ◆ 記入ミスをした場合は、2本線（黒線）で消して訂正してください（修正液・修正テープ不可）。
- ◆ 所持人自署欄は訂正できません。
- ◆ 黒又は青の濃いインクで、所定の枠内に記入してください。
（消せるボールペンやサインペン不能使用）
- ◆ 申請書は機械で読みとりますので、折り曲げたり汚したりしないでください。
- ◆ 記入もれのないようにお願いします。